

ヤマザキ動物看護大学転学科に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、ヤマザキ動物看護大学学則第33条の規定に基づき、転学科に関して必要な事項を定める。

(資格)

第2条 転学科を志願できる者は、転学科を行う時点において本学に1年以上在学している者でなければならない。

(時期)

第3条 転学科の時期は、学年の始めとする。

(手続)

第4条 転学科を志願する者は、在籍年次の1月末日までに、別に定める書類を、所属学科長及び転学科先学科長の下承を得て、大学事務局に提出するものとする。

(選考)

第5条 前条の規定により学生から願い出があったときは、転学科先学科長・教務委員会による審査及び教授会による承認を経て、学長は、転学科の許可を決定する。

(既修得単位の処置)

第6条 転学科を許可された者の既修得単位については、教務委員会による審査及び教授会による承認を経て、転学科先の学科の卒業に必要な単位として認めることができる。

(転学科の年次)

第7条 教務委員会及び教授会の議を経て、学長が、転学科先の学科の年次を決定する。

(通知)

第8条 選考の結果は、3月末日までに本人及び保証人に通知する。

(在学年限)

第9条 転学科した者の在学年限は、転学科する前に在学した年数を通算し8年とする。

(休学期間)

第10条 転学科した者の休学の期間は、転学科する前に休学した年数を通算し4年を超えることができない。

(規程の改廃)

第11条 この規程の改正及び廃止は、教授会の意見を聴いて、学長が行う。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から制定施行する。